



令和7年度 学校開放利用案内

— 令和7年4月からの団体利用 —

目次

| | |
|----------------------------|----|
| I. 学校開放とは | 2 |
| II. 団体開放(校庭・体育館等) | |
| 1. 団体登録手続き | 3 |
| 2. 開放施設・開放日・時間帯 | 4 |
| 3. 利用可能上限コマ数 | 5 |
| 4. 利用調整の方法 | 5 |
| 5. 利用方法 ～利用申請から利用当日までの流れ | 5 |
| 6. 予約の取消・ペナルティ | 7 |
| 7. 利用調整の場所・日時一覧 | 7 |
| 8. 利用申込スケジュール | 8 |
| 9. 団体開放の利用可能種目一覧 (校庭・体育館等) | 9 |
| 10. 開放利用中に事故等が起きたときの対応 | 12 |
| III. 団体施設使用料(校庭・体育館等) | |
| 1. 使用料 | 13 |
| 2. 団体開放利用時間帯とコマごとの使用料 | 13 |
| 3. 使用料の支払方法 | 14 |
| 4. 使用料の還付 | 15 |
| 5. 使用料の減額・免除 | 15 |
| IV. 個人開放 | |
| 1. 学校ひろば(校庭の個人開放)・利用のきまり | 16 |
| 2. 体育館個人開放・利用のきまり | 16 |
| 3. 学校ひろば(校庭の個人開放)開放日・開放時間 | 17 |
| 4. 体育館個人開放の利用種目・開放日・開放時間 | 18 |
| V. 学校施設利用のきまり | 19 |

I. 学校開放とは

- 学校開放は、学校教育に支障の無い範囲で、目黒区立の小・中学校の体育施設(校庭・体育館等)を、スポーツ・レクリエーション及び交流の場として、個人または団体に活用していただき、地域におけるスポーツ振興とコミュニティの形成を図ることを目的とした事業です。
- 学校には、必要に応じて地域の住民で構成する「学校開放運営委員会」があり、学校・区との連絡調整や利用者との懇談等を行いながら、学校開放事業を運営しています。

開放の種類・施設など

| | 開放する学校施設 | | 利用対象 | 開放日時・利用種目など |
|------|---------------|-------|--|--|
| 団体開放 | 校庭 | | 学校施設利用団体 ★登録方法 ▶P3参照 | 学校教育上支障のない範囲で開放を行っています。 ▶P4参照 利用可能種目は、学校ごとの事情を考慮し定めています。 ▶P9～11参照 |
| | 体育館 | | | |
| | 武道場・格技室 | | | |
| 個人開放 | 校庭 (学校ひろば) | 小学校校庭 | 小学6年生以下の区民 ★未就学児は保護者の付き添いが必要 | あらかじめ決められた曜日で開放を行っています。 開放日は毎月、区公式ウェブサイトで公表しています。 ▶P17～18参照 |
| | | 中学校校庭 | 区民 | |
| | 体育館 | | 区内在住・在勤・在学の原則16歳以上の方 ★学校によっては条件をつけて16歳未満の方も利用しているところがあります | |

注意事項

- 天候、学校行事、施設工事等により、開放が中止になる場合があります。
- 利用の際は『利用のきまり』を守ってください。▶P19
- 小・中学校は教育施設であるため、体育施設としての機能が十分でない場合があります。
- 熱中症のおそれがある時は、体調に十分気を付けて利用してください。

II. 団体開放(校庭・体育館等)

1. 団体登録手続き

学校施設を利用するためには、学校施設利用団体の登録が必要です。 **審査完了まで1週間程度**

★ 学校施設利用団体として承認されると、登録団体(区民団体)としての資格も付与されるため、区内コミュニティルームの使用も可能となります。

(1) 登録要件

- ・ 自主的な団体で、組織的かつ継続的に社会教育又は区内のコミュニティ形成を行うことを目的とした団体であること
- ・ 政治・宗教・営利に関する活動を行わない団体であること
- ・ 代表者は、18歳以上の区内在住、在勤、在学者であること
- ・ 連絡担当者は、大人・混合団体の場合は16歳以上(当年度3月末現在)、子ども団体の場合は18歳以上の者であり、代表者と兼任することはできない
- ・ 校庭で活動する団体は、同一世帯に属さない者が10名以上、体育館等で活動する団体は、同一世帯に属さない者が5名以上で構成されており、かつ、その半数以上が区内在住、在勤、在学者であること(子ども団体の場合、代表者、連絡担当者は人数には含めません)
- ・ 区外の構成員は、原則10名未満であること

(2) 申請方法 **いずれかで申請**

- ・ 施設予約システム(二次元コード①)からのオンライン申請
- ・ スポーツ振興課の窓口



施設予約システム
(二次元コード①)



団体登録(変更・更新)の手続き
(二次元コード②)

(3) 提出書類

- ・ 「利用者登録申請書」、「学校施設利用要件確認書」、「構成員名簿」
- ・ 詳しい手順方法は、区公式ウェブサイトをご覧ください。(二次元コード②) ★提出書類のダウンロードも可能

■ 以下の場合は登録・更新を認めないことがあります。また、必要に応じて、調査を行う場合があります。

- ・ 親族や知人を分散させて複数の団体登録申請をしている場合
- ・ 構成員が重複している場合
- ・ 以前、重大な違反があった場合や、それに伴い登録を取り消されたことがある場合

■ 以下の行為が発覚した場合は登録を取り消すことがあります。

- ・ 登録内容に虚偽があった場合
- ・ 区外者が過半数の状態を利用して利用していた場合
- ・ 構成員名簿に記載されていない人が恒常的に利用しているなど悪質性が認められた場合
- ・ 子ども団体の登録で大人が利用していた場合
- ・ 他団体へ利用枠を譲渡・転貸していた場合 ★ 分割団体間での譲渡・転貸も禁止
- ・ 政治・宗教・営利となる活動を行っていた場合
★ 宣伝・勧誘等の類似行為や、クラウドファンディングの返礼で施設を使用することも含む

※ その他の決まりにつきましては、登録時に学校施設利用要件確認書をご確認ください。

(4) ホーム校と登録地区

団体登録時にホーム校(活動拠点校)を1校指定します。ホーム校が属する地区が登録地区となり、団体の活動範囲となります ★ 登録地区外の学校は利用できません。

ホーム校 利用団体は、ホーム校の利用を優先的に行うことができます。

登録地区 利用団体は、登録地区内(北部・東部・中央・南部・西部)の学校の空き施設予約を行うことができます。

■ 小学校をホーム校指定した場合(駒場小・田道小・上目黒小を除く)

前月第2土曜日に行われるホーム校の利用調整会議に参加できます。(対面)

→ 空きがある場合、空き施設予約期間に施設予約システムから登録地区内の学校の予約が可能です。(先着順)

■ 中学校と駒場小・田道小・上目黒小をホーム校指定した場合

前月第2土曜日から施設予約システムでホーム校の抽選申込みが可能です。

→ 空きがある場合、空き施設予約期間に施設予約システムから登録地区内の学校の予約が可能です。(先着順)

3. 利用可能上限コマ数

- ・ 活動場所に応じて、団体ごとの利用可能上限コマ数が決まっています。
- ・ 「空き施設予約」及び「地域子どもスポーツ団体優先時間帯」は経過措置として、当面の間、利用上限には含まれません。

- | | |
|----------------------|--|
| ○ 校庭 ----- | 月10コマまで（同一利用日2コマまで申込可能） |
| ○ 体育館等 ----- | 月10コマまで （利用調整会議・抽選申込 同一利用日1コマまで申込可能） （空き施設予約 利用調整・抽選当選分を含めて同一利用日2コマまで申込可能） |
| ○ 校庭と体育館等を両方利用 ----- | 月14コマまで（ただし、校庭及び体育館の上限は10コマまで） |

4. 利用調整の方法

小学校（駒場小、田道小、上目黒小を除く）は学校または学区の住区センターで対面での利用調整会議を行います。中学校と駒場小、田道小、上目黒小は施設予約システムでオンライン抽選を行います。

▶P7参照

5. 利用方法 ～利用申請から利用当日までの流れ

(1) ホーム校での利用調整

- ① 対面での利用調整の場合（駒場小・田道小・上目黒小以外の小学校をホーム校とした場合）

| | |
|--------------|---|
| 対面での利用調整と仮予約 | 利用前月の第2土曜日 |
| | <p>学校ごとに定められた時間、場所で開催する利用調整会議に参加します。</p> <p>いずれかを提示 『目黒区施設予約システム利用者登録証(みどり色)』 施設予約システムの「登録済利用者団体区分」の画面を、スマートフォンに表示させる</p> <p>「地域子どもスポーツ団体優先利用時間帯」がある学校は、利用調整会議の際にあわせて利用調整を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 団体登録の期限切れにご注意ください ※期限が切れている団体は、利用調整に参加できません。 ■ 利用申込ができるのは、利用可能上限コマ数までです。 ■ 開放日は利用調整会議当日の午前6時から施設予約システム上で確認できます。 ■ 利用調整は、抽選等で行います。 ■ 承認された利用でも、天候、学校行事、工事等で「取消」となる場合があることを了承した上で、お申込みください。 |
| 利用申込 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用調整の結果を、調整日を含めた3日以内に、施設予約システムから申し込む <ul style="list-style-type: none"> ◆ システムの都合上、入力時に「抽選申込」と表示されますが、利用調整会議で調整されているため、抽選倍率は発生せず、必ず当選しますのでご安心ください。 ○ 利用調整会議の9日後に抽選が行われ、抽選結果は午前6時から確認できます ■ 団体登録が期限切れの場合はシステムにログインができません。 期限切れに気づかず利用調整をしたコマは無効です。 ■ 施設予約システムは、ご自身のスマートフォンやパソコン又は、利用者端末からご利用ください。 （住区センター・社会教育館・区立体育館に設置） ■ 情報機器の使用ができない団体は、利用調整時に、紙の団体開放利用申請書にて提出可能です。 （複写用紙） 申込1コマごとに1枚ご記入のうえ、学校開放運営委員会へご提出ください。 また、利用承認書と使用券貼付用紙をその場で受け取ってください。 |

② オンライン抽選の場合(中学校と駒場小・田道小・上目黒小をホーム校とした場合)

| | | |
|---------|-----------|---|
| オンライン抽選 | 利用調整・利用申込 | <p>利用前月の第2土曜日 午前6時～翌々週の日曜日まで</p> <p>施設予約システムでホーム校としている学校の翌月分の抽選申込を行ってください。その際、優先順位を必ず設定してください。</p> <p>■ 団体登録の期限切れにご注意ください ※ 期限が切れている団体はログインできないため、オンライン抽選に参加できません。直ちに更新手続きを行ってください。</p> <p>■ 抽選申込ができるのは、利用可能上限コマ数までです。</p> <p>■ 開放日は学校行事等により変動するため、抽選申込開始日の午前6時からシステム上で確認できます。</p> <p>■ 希望が重なった場合は、抽選倍率が生じます。</p> <p>■ 承認された利用でも、天候、学校行事、工事等で「取消」となる場合があることを了承したうえでお申込みください。</p> <p>○ 抽選申込締切日の翌日に抽選が行われ、抽選結果は午前6時から確認できます メールアドレスを登録している場合は、登録しているメールアドレスに、抽選結果が通知されます。</p> |
| | 空き施設予約 | 利用申込 |

(2) 登録地区内の空き施設予約

| | | |
|--------|------|---|
| 空き施設予約 | 利用申込 | <p>抽選日の翌日、午前8時45分から3日後まで</p> <p>施設予約システムで登録地区内の学校の空き施設予約ができます。(先着順)</p> <p>■ 同一操作日での申込み可能コマ数は3コマまでです。 申込期間3日間で最大9コマ申込みできます。</p> <p>■ 空き施設予約は、経過措置として当面は利用上限に含まず申込みできます。</p> <p>■ 空き施設予約は、紙の団体開放利用申請書(複写用紙)では申込みできません。</p> |
|--------|------|---|

(3) 利用当日の流れ

| | | |
|------|----------|---|
| 利用当日 | 支払画面等の提示 | <p>クレジット決済の場合</p> <p>支払済であることのわかる画面を学校警備員に提示してください。</p> <p>いずれかを提示 決済完了時の決済完了画面 決済完了通知メール 施設予約システムの予約内容の確認画面</p> <p>学校施設使用券で支払う場合</p> <p>① あらかじめ使用券を区役所または区立体育館で購入 ② 使用券貼付用紙に使用料分の使用券を貼り付けて、学校警備員にお渡しください。 ※ 使用券貼付用紙をお持ちでない方は、学校窓口でお受取りください。</p> <p>使用料免除団体(ホーム校の子ども団体)の場合</p> <p>施設予約システムの「予約内容の確認画面」を学校警備員に提示してください。</p> |
| | 利用時 | <p>学校及び、他団体へ迷惑が掛からないよう、利用時間内に入場・退場を行ってください。</p> <p>① 利用時間内で準備と後片付け(清掃・原状復帰)を行う。 ② 退出の際に『報告書』を記入し、学校警備員へ提出してください。</p> |

6. 予約の取消・ペナルティ

予約の取消しを行う場合 利用開始時間前まで施設予約システムから手続き可能です。

- ① マイメニューの「予約内容の確認・取消画面」を選択
- ② 対象の予約の「取消」ボタンを選択し、次へ進む
- ③ 取消する予約を確認し、「取消」ボタンを押す
- ④ 学校へキャンセルの連絡をする(空き施設予約期間終了までに取消した場合は、連絡は不要です)

無断キャンセルについて

利用時間までに施設予約システムから予約の取消しを行わず、かつ学校へも連絡せずに利用しなかった場合は、「無断キャンセル」となり、翌々月分の利用申込みができなくなります。

！ 注意事項

○ 予約の取消しは、可能な限り、空き施設予約期間終了までに行ってください。

※ 空き施設予約期間終了後に取消しを行った場合は、他団体が利用申込みできず空き枠となります。

7. 利用調整の場所・日時一覧

ホーム校の利用調整会議 利用月の前月第2土曜日に行います。

開放日の確認 施設予約システムにて利用調整会議当日の午前6時から(オンライン抽選は、抽選申込開始日)
※天候・学校行事・施設工事等により、開放が中止になる場合があります。

| | | ホーム校 | 場所 | 日時【利用月の前月】 | | |
|------|----------------|-------|--------------|------------|-----------|-----------|
| 小学校 | 北部 | 菅刈小 | 菅刈住区センター | 第2(土) | 10:00 | |
| | | 烏森小 | 烏森住区センター | 第2(土) | 10:00 | |
| | | 駒場小 | システムによる抽選申込 | ★ 中学校と同じ | | |
| | | 東山小 | 東山小学校 多目的ホール | 第2(土) | 10:00 | |
| | 東部 | 下目黒小 | 下目黒小学校 理科室 | 第2(土) | 9:00 | |
| | | 中目黒小 | 中目黒小学校 図書室 | 第2(土) | 10:00 | |
| | | 田道小 | システムによる抽選申込 | ★ 中学校と同じ | | |
| | | 不動小 | 不動住区センター | 第2(土) | 18:00 | |
| | 中央 | 油面小 | 油面住区センター | 第2(土) | 9:00 | |
| | | 五本木小 | 五本木小学校 体育館入口 | 第2(土) | 18:00 | |
| | | 鷹番小 | 鷹番住区センター | 第2(土) | 10:00 | |
| | | 上目黒小 | システムによる抽選申込 | ★ 中学校と同じ | | |
| | 南部 | 碑小 | 碑住区センター | 第2(土) | 10:00 体育館 | |
| | | | | | 10:30 校庭 | |
| | | 向原小 | 向原住区センター | 第2(土) | 10:00 体育館 | |
| | | | | | 10:30 校庭 | |
| | | 月光原小 | 月光原住区センター | 第2(土) | 10:00 | |
| | | 原町小 | 原町住区センター | 第2(土) | 10:00 | |
| | | 西部 | 八雲小 | 八雲住区センター | 第2(土) | 10:00 体育館 |
| | | | | | | 10:30 校庭 |
| 大岡山小 | | | 大岡山西住区センター | 第2(土) | 10:00 | |
| 緑ヶ丘小 | | | 自由が丘住区センター | 第2(土) | 10:00 体育館 | |
| | | | | | 10:30 校庭 | |
| 東根小 | | | 東根住区センター | 第2(土) | 10:00 | |
| 中根小 | 中根住区センター | 第2(土) | 10:00 | | | |
| 宮前小 | 自由が丘住区センター宮前分室 | 第2(土) | 9:00 体育館 | | | |
| | | | 9:30 校庭 | | | |

| | | ホーム校 | 場所 | 日時【利用月の前月】 |
|-----|----|-----------------|--|------------|
| 中学校 | 北部 | 第一中 | 施設予約システムによる抽選申込 ○従来の区立体育館での対面調整は無くなります。 ○施設予約システムでホーム校の抽選申込を行うことができます。 ★ 利用前月の第2(土)午前6時から ※ 東山中学校は、現在開放を行っていません。 | |
| | | 東山中※ | | |
| | 東部 | 大島中 | | |
| | 中央 | 目黒中央中 | | |
| | 南部 | 目黒南中 (旧・第七中) | | |
| | 西部 | 第十中 | | |
| | 南部 | 目黒西中 (旧・第八中) | | |

8. 利用申込スケジュール

① 利用調整校（駒場小、田道小、上目黒小以外の小学校）

| 利用月 | 利用調整会議 | 入力期間 | 抽選日 | 空き施設予約 | |
|------|--------|-------|---------------|--------|---------------|
| 令和7年 | 4月分 | 3/8 | 3/8 ~ 3/10 | 3/17 | 3/18 ~ 3/20 |
| | 5月分 | 4/12 | 4/12 ~ 4/14 | 4/21 | 4/22 ~ 4/24 |
| | 6月分 | 5/10 | 5/10 ~ 5/12 | 5/19 | 5/20 ~ 5/22 |
| | 7月分 | 6/14 | 6/14 ~ 6/16 | 6/23 | 6/24 ~ 6/26 |
| | 8月分 | 7/12 | 7/12 ~ 7/14 | 7/21 | 7/22 ~ 7/24 |
| | 9月分 | 8/9 | 8/9 ~ 8/11 | 8/18 | 8/19 ~ 8/21 |
| | 10月分 | 9/13 | 9/13 ~ 9/15 | 9/22 | 9/23 ~ 9/25 |
| | 11月分 | 10/11 | 10/11 ~ 10/13 | 10/20 | 10/21 ~ 10/23 |
| | 12月分 | 11/8 | 11/8 ~ 11/10 | 11/17 | 11/18 ~ 11/20 |
| 令和8年 | 1月分 | 12/13 | 12/13 ~ 12/15 | 12/22 | 12/23 ~ 12/25 |
| | 2月分 | 1/10 | 1/10 ~ 1/12 | 1/19 | 1/20 ~ 1/22 |
| | 3月分 | 2/14 | 2/14 ~ 2/16 | 2/23 | 2/24 ~ 2/26 |

② システム抽選校（中学校と駒場小、田道小、上目黒小）

| 利用月 | 抽選申込み | 抽選日 | 空き施設予約 | |
|------|-------|---------------|--------|---------------|
| 令和7年 | 4月分 | 3/8 ~ 3/16 | 3/17 | 3/18 ~ 3/20 |
| | 5月分 | 4/12 ~ 4/20 | 4/21 | 4/22 ~ 4/24 |
| | 6月分 | 5/10 ~ 5/18 | 5/19 | 5/20 ~ 5/22 |
| | 7月分 | 6/14 ~ 6/22 | 6/23 | 6/24 ~ 6/26 |
| | 8月分 | 7/12 ~ 7/20 | 7/21 | 7/22 ~ 7/24 |
| | 9月分 | 8/9 ~ 8/17 | 8/18 | 8/19 ~ 8/21 |
| | 10月分 | 9/13 ~ 9/21 | 9/22 | 9/23 ~ 9/25 |
| | 11月分 | 10/11 ~ 10/19 | 10/20 | 10/21 ~ 10/23 |
| | 12月分 | 11/8 ~ 11/16 | 11/17 | 11/18 ~ 11/20 |
| 令和8年 | 1月分 | 12/13 ~ 12/21 | 12/22 | 12/23 ~ 12/25 |
| | 2月分 | 1/10 ~ 1/18 | 1/19 | 1/20 ~ 1/22 |
| | 3月分 | 2/14 ~ 2/22 | 2/23 | 2/24 ~ 2/26 |

9. 団体開放の利用可能種目一覧

- ・ 利用できる種目は、学校により異なります。
- ・ 新たな種目をご希望の団体は、スポーツ振興課管理係(03-5722-9690)にご連絡ください。種目内容を確認した上で学校と協議し使用の可否を判断します。
- ・ 小・中学校は教育施設であるため、体育施設としての機能が十分でない場合があります。

| 校庭 (小学校) | 利用可能種目 | | | | | | 練習試合の可否 |
|-------------|--------|-------------|------|--------|------------|----------|---------|
| | 小学生以下 | | | | | グラウンドゴルフ | |
| | 軟式野球 | サッカー | Tボール | ソフトボール | フラッグフットボール | | |
| 学校名 | | | | | | | |
| 北部 | 菅刈小 | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 烏森小 | | ○ | | | ○ | ○ |
| | 駒場小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 東山小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東部 | 下目黒小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 中目黒小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 田道小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 不動小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 中央 | 油面小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 五本木小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 鷹番小 | | ○ | | | ○ | ○ |
| | 上目黒小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 南部 | 碑小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 向原小 | 学校更新のため開放中止 | | | | | |
| | 月光原小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |
| | 原町小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 西部 | 八雲小 | | ○ | ○ | | | × |
| | 大岡山小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 緑ヶ丘小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 東根小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 中根小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 宮前小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 校庭 (中学校) | 利用可能種目 | | | | | | | | 練習試合の可否 |
|-------------|------------|------|------|--------|------------|------|----------|--------------|---------|
| | 中学生以下 | | | | | | グラウンドゴルフ | ソフトボール(高齢女性) | |
| | 軟式野球 | サッカー | Tボール | ソフトボール | フラッグフットボール | 陸上競技 | | | |
| | | | | | | | | | |
| 北部 | 第一中 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | 東山中 | 開放なし | | | | | | | |
| 東部 | 大鳥中 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | × |
| 中央 | 目黒中央中 | 開放なし | | | | | | | |
| 南部 | 目黒南中(旧第七中) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 目黒西中(旧第八中) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 西部 | 第十中 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |

△ | ホーム校の団体のみ可

注意事項と補足

- ・ 場外飛球や設備上の問題から校庭利用団体は、子ども団体及び高齢者団体に限ります。
- ・ ライン引き用に学校のラインパウダー(石灰)を使用することができます。(持ち出し厳禁)

| 体育館等 (小学校) | | バスケット | ミニバス | バレー | ミニバレー | ソフトバレー | バドミントン | 卓球 | フットサル(小学生以下) | フットサル(成人女性) | 基礎トレ | フラッグフットボール | セパタクロ | ドッジボール | 健康体操 | 新体操 | トリム体操 | エアロビクス | ダンス | チャリデーイング | バトントワリング | 剣道 | 空手道 | 中国武術 | なぎなた・槍術 | 居合道 | なわとび | スポーツレクリエーション | 練習試合の可否 | 音楽使用の可否 | |
|---------------|------|-------|------|-----|-------|--------|--------|----|--------------|-------------|------|------------|-------|--------|------|-----|-------|--------|-----|----------|----------|----|-----|------|---------|-----|------|--------------|---------|---------|---|
| 北部 | 菅刈小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 烏森小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 駒場小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 東山小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東部 | 下目黒小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 中目黒小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 田道小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | 不動小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 中央 | 油面小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 五本木小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 鷹番小 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 上目黒小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| 南部 | 碑小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 向原小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 月光原小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ |
| | 原町小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 西部 | 八雲小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | 大岡山小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 緑ヶ丘小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 東根小 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 中根小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 宮前小 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |

△ | ホーム校の団体のみ可

注意事項と補足

- 基礎トレーニング | 筋力トレーニングや走り込みなど、主に器具を使用しないトレーニングでの利用
- セパタクロ | ネットは団体で持参
- 居合道・槍術等 | 刃物(実際に切れる物)の持ち込みは不可
- なわとび | ダブルダッチを含む
- スポーツレクリエーション | その他の軽スポーツ(基本的には用具は団体が持参)
- 音楽の使用が可能な学校は音量に十分注意してご利用下さい。
- 新たな種目をご希望の団体は、スポーツ振興課管理係(03-5722-9690)にご連絡ください。種目内容を確認した上で学校と協議し使用の可否を判断します。

| 体育館等 (中学校) | | バスケット | ミニバス | バレー | ミニバレー | ソフトバレー | バドミントン | 卓球 | フットサル(中学生以下) | 基礎トレ | フットボール | セパタクロ | ドッジボール | 健康体操 | 新体操 | トリム体操 | エアロビクス | ダンス | チアリーディング | バトントワリング | 剣道 | 空手道 | 中国武術 | なぎなた | 居合道 | 槍術 | なわとび | スポーツレクリエーション | 練習試合の可否 | 音楽使用の可否 |
|---------------|-----------------|-----------------------------------|------|-----|-------|--------|--------|----|--------------|------|--------|-------|--------|------|-----|-------|--------|-----|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|------|--------------|---------|---------|
| 北部 | 第一中【体育館】 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 【武道場】 | 空手、柔道、合気道 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | × | × | | |
| | 東山中 | 開放なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東部 | 大鳥中【体育館】 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 中央 | 目黒中央中【体育館】 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | 【格技室】 | 剣道、空手道、柔道、合気道、中国武術、なぎなた、居合道、槍術、卓球 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | × | × | | |
| 南部 | 目黒南中(旧第七中)【体育館】 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 目黒西中(旧第八中)【体育館】 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 西部 | 第十中【体育館】 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

注意事項と補足

- ・ 基礎トレーニング | 筋力トレーニングや走り込みなど、主に器具を使用しないトレーニングでの利用
- ・ セパタクロ | ネットは団体で持参
- ・ 居合道・槍術等 | 刃物(実際に切れる物)の持ち込みは不可
- ・ なわとび | ダブルタッチを含む
- ・ スポーツレクリエーション | その他の軽スポーツ(基本的には用具は団体が持参)
- ・ 音楽の使用が可能な学校は音量に十分注意してご利用下さい。
- ・ 新たな種目をご希望の団体は、スポーツ振興課管理係(03-5722-9690)にご連絡ください。種目内容を確認した上で学校と協議し使用の可否を判断します。

10. 開放利用中に事故等が起きたときの対応

(1) 学校設備や用具を破損したとき

学校設備や用具を破損した場合は、速やかに学校警備員に連絡してください。

施設等を破損した場合は、利用者が費用を負担して原状回復又は損害賠償をしていただきます。

(2) けがや事故等が起きたとき

けがや事故等が発生した場合は、速やかに学校警備員に連絡してください。

また「事故届・事故報告書」を学校に提出していただきます。

利用時のけがや事故、その他、貴重品・手荷物等の盗難・紛失の責任は利用者が負うこととなりますので、安全には十分注意してください。

スポーツ安全保険のご案内

けがや施設の破損など万が一の保障のため、『スポーツ安全保険』への加入をおすすめします。


■ スポーツ安全保険とは

加入手続きを行った4名以上のアマチュアの団体(スポーツ・レクリエーション・文化活動等を行う団体・グループ)の構成員を被保険者とし、(公財)スポーツ安全協会が取りまとめ機関となり、損害保険会社8社との間で保険契約を締結しています。

| 傷害保険 | 賠償責任保険 |
|--|--|
| 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺症、入院、手術、通院を補償 | 他人にケガをさせる、他人の物を壊すなどにより、法律上の損害賠償責任を負うことによつて被った損害を補償 |

■ 加入区分と補償対象

| 加入対象者 | | 補償対象となる団体活動 |
|------------|-------------|-----------------------|
| 子ども(中学生以下) | | スポーツ活動・文化・ボランティア・地域活動 |
| 大人 | 高校生以上～64歳以下 | スポーツ活動・スポーツ活動の指導・審判 |
| | 65歳以上 | |

 詳しくは下記へお問い合わせください。

(公財)スポーツ安全協会東京都支部

電話 03(5738)7577 HP <https://www.sportsanzen.org>

※ これ以外にも、民間のスポーツ保険もあります。

熱中症に注意！

夏季は高温のため、校庭等の屋外施設だけでなく、体育館などの屋内施設でも熱中症の恐れが高まることがあります。

区では、学校開放事業において、環境省が発表する「熱中症情報」を基準に、「危険(気温35度以上)」などの場合は、学校ひろばは原則中止とします。団体開放は各利用団体が中止の判断を行いますが、無理な活動は行わないようご協力をお願いします。

Ⅲ. 団体施設使用料

1. 使用料

【1時間単位】

| 時間帯 | 校庭 | 体育館 | 教室 |
|-------------------|------|------|------|
| 午前 開放開始～12時まで | 400円 | 500円 | 300円 |
| 午後・夜間 12時～開放終了 | 500円 | 600円 | 400円 |

2. 団体開放利用時間帯のコマごとの使用料

【校庭】 小学校・中学校

| 土日祝 | 平日 | 時間帯 | 時間数 | 大人団体 | 子ども団体 | |
|-----|----|--------------------------------------|-----|--------|-------------------|--------------|
| | | | | | ホーム校以外 (1/2減免) | ホーム校 (免除) |
| ○ | / | 7:00-8:00 (現在開放している学校のみ設定) | 1H | — | — | 0円 |
| ○ | | 8:00または8:30-9:00 (現在開放している学校のみ設定) | 1H | — | — | 0円 |
| ○ | | 9:00-11:00 | 2H | 800円 | 400円 | 0円 |
| ○ | | 11:00-13:00 | 2H | 900円 | 450円 | 0円 |
| ○ | | 13:00-15:00 | 2H | 1,000円 | 500円 | 0円 |
| ○ | | 15:00-17:00 | 2H | 1,000円 | 500円 | 0円 |
| ○ | ○ | 17:00-19:00 (現在開放している学校のみ設定) | 2H | — | — | 0円 |

【体育館・武道場等】 小学校

| 土日祝 | 平日 | 時間帯 | 時間数 | 大人団体 | 子ども団体 | |
|-----|----|-------------|------|--------|-------------------|--------------|
| | | | | | ホーム校以外 (1/2減免) | ホーム校 (免除) |
| ○ | / | 9:00-12:00 | 3H | 1,500円 | 750円 | 0円 |
| ○ | | 12:00-15:00 | 3H | 1,800円 | 900円 | 0円 |
| ○ | | 15:00-18:00 | 3H | 1,800円 | 900円 | 0円 |
| | ○ | 18:30-21:00 | 2.5H | 1,500円 | 750円 | 0円 |
| ○ | / | 18:00-21:00 | 3H | 1,800円 | 900円 | 0円 |

【体育館・武道場等】 中学校

| 土日祝 | 平日 | 時間帯 | 時間数 | 大人団体 | 子ども団体 | |
|-----|----|-------------|-----|--------|-------------------|--------------|
| | | | | | ホーム校以外 (1/2減免) | ホーム校 (免除) |
| ○ | ○ | 19:00-21:00 | 2H | 1,200円 | 600円 | 0円 |

3. 使用料の支払方法

○ 学校施設の使用料は、下記のいずれかの方法で必ず利用前までにお支払いください。

(1) オンラインクレジットカード決済

利用できるクレジットカード

VISA Mastercard JCB Diners Club American Express



決済方法 決済方法は2通り

- 予約完了時に続けて決済
- 利用開始時間までに、マイメニューの「クレジット支払」から決済

決済の流れ

- ① マイメニューの「クレジット支払」を選択
- ② 対象の予約の「クレジット決済」を選択
- ③ クレジット決済の同意文の内容を確認
- ④ カード番号、有効期限、セキュリティコードを入力して支払い(支払いの都度、入力が必要)

利用時に提示する画面 下記のいずれかを、学校警備員へ提示してください

- 決済完了時の決済完了画面
- 決済完了通知メール(決済完了時に施設予約システムに登録されているメールアドレスに届く)
- 予約内容の確認画面(マイメニューの「予約内容の確認画面」)

! 使用上の注意

- 校庭をご利用の場合は、天候等により利用できなくなる恐れがあるため、当日決済を推奨します。
- 1コマずつ決済が必要です。複数コマまとめて決済はできません。

(2) 学校施設使用券によるお支払い

学校施設使用料の支払いに使用できる目黒区学校施設使用券(以下「使用券」)は、下記の窓口で現金販売しています。

販売単位 500円券 | 300円券 | 200円券 | 50円券【各10枚1シート】

※ 区役所のみ、1枚単位でも販売しています。

| 販売窓口 | 所在地 | 電話番号 | 販売時間 |
|-----------------|---------------------------|--------------|--|
| 駒場体育館 | 駒場2-19-39 | 03-3485-7761 | 施設開館日の 9:00～21:30 ※年未年始(12/28～1/4)は 各施設とも休館 |
| 目黒区民センター体育館 | 目黒2-4-36 | 03-3711-1139 | |
| 碑文谷体育館 | 碑文谷6-12-43 | 03-3760-1941 | |
| 中央体育館 | 目黒本町5-22-8 | 03-3714-9591 | |
| 八雲体育館 | 八雲1-1-1 | 03-5701-2984 | |
| 目黒区役所 スポーツ振興課 | 上目黒2-19-15 (目黒区総合庁舎1階) | 03-5722-9690 | 月～金曜日 (休・祝日、年未年始を除く) 8:30～17:00 |

使用の流れ

使用券貼付用紙に使用料分の使用券を貼り付けて、学校警備員にお渡しください。
※ 使用券貼付用紙をお持ちでない方は、学校窓口でお受け取りください。

！【学校施設使用券】使用上の注意

- 学校では販売していません。また、学校の窓口で現金払いをすることはできません。
- お釣りのないように貼付してください。余分に提出された場合、差額の返金はできません。
- 使用期限はありません。
- 払い戻しできません。適切な量を購入してください。
- 著しく汚損した使用券は、使用できない場合があります。

4. 使用料の還付

- クレジット決済された予約をキャンセルする場合、利用日までの日数に応じて使用料の還付ができます。なお、クレジット決済された使用料の還付は、予約の取消しを行う際にオンライン上で手続きが必要です。

| 還付率 | 取消し手続きを行った日 | 還付率 |
|-----|-------------|---------|
| | 利用日の2日前以前 | 全額還付 |
| | 利用日の前日～当日 | 還付できません |

やむを得ない理由での取消しについて

下記の理由に該当する場合、利用日前日から当日に決済されたものでも使用料を還付することができます。使用料の還付を受けるときは、自ら施設予約システムでの取消しは行わずに「目黒区立学校施設使用料還付請求書」に取消しの理由等を添えて提出してください。

- ▶ 利用者の責任でない事由により、使用できないとき
【例】 学校施設工事、天候等、光化学スモッグ、熱中症アラート等
- ▶ 学校教育上支障があると認められたとき
【例】 学校行事等で急に施設を使用するとき等

！ 注意事項

- 上記の理由で、使用料の還付を受ける場合は、自ら施設予約システムでの取消しは行わずに、スポーツ振興課へご連絡ください。自ら予約の取消しを行うと、還付対象外となりますのでご注意ください。
- 校庭の使用は、天候での中止による還付を生じさせないよう、利用日当日の決済にご協力ください。

5. 使用料の減額・免除

- 原則としてすべての団体利用において使用料を徴収しますが、以下の場合はあらかじめ減免されます。

学校施設使用料の減額免除基準(学校開放)

| 対象 | 料金 | 条件 |
|--------------------------|-----------|---|
| 子どもスポーツ団体 【団体利用・学校開放】 | 免除 | 区内中学生以下の児童・生徒の活動のために設立された団体が、ホーム校で児童・生徒等の活動を行うために利用するとき |
| | 1/2 減額 | 区内中学生以下の児童・生徒の活動のために設立された団体が、ホーム校以外で児童・生徒等の活動を行うために利用するとき |

IV. 個人開放（校庭・体育館）

1. 学校ひろば（校庭の個人開放）・利用のきまり

- 子どもたちの安全な地域の遊び場として、小学校・中学校の校庭を開放しています。
- 事前の申し込みは不要です。開放日は月ごとに区公式ウェブサイトで公表しています。
利用のきまり ▶P19参照

| 利用対象 | 開放日 | 開放時間 |
|--|----------------------------------|---|
| 小学校(全校) ・ 区内在住の児童(小学6年生以下) ・ 未就学児は保護者同伴 | 土・日・祝日 | 9:00～17:00のうち 【1回あたり2時間】 学校ごとに決まっています▶P17参照 |
| 目黒西中学校 ・ 区内在住の方 | 旧・第十一中で実施していたため、学校更新工事により中止しています | |

注意事項

- ・ 遊具の持込はご遠慮ください。学校ひろば用の遊具を用意していますのでご利用ください。
- ・ 天候(降雨・発雷・光化学スモッグ・高温等)、学校行事、工事等により中止になる場合があります。開放予定は区公式ウェブサイトをご覧ください。
- ・ 個人開放のため、団体に占有して使用することはできません。
- ・ 開放中は安全指導員を配置し、安全の確保や利用の調整などを行っています。利用の際は安全指導員の指示に従ってください。

2. 体育館個人開放・利用のきまり

- 学校ごとに種目を決めて、体育館を開放しています。
- 事前の申し込みは不要です。開放日は月ごとに区公式ウェブサイトで公表しています。
利用のきまり ▶P19参照

| 利用できるかた | 開放時間 | 利用種目・開放日 |
|----------------------|--|------------------------|
| 区内在住・在勤・在学で原則16歳以上の方 | 原則、平日の 18:30～21:00 ▶P19参照 | 学校ごとに決まっています ▶P19参照 |

注意事項

- ・ 学校によっては条件をつけて、16歳未満の方も利用できる学校があります。
- ・ 天候、学校行事、工事等により中止になる場合があります。
- ・ 運動しやすい服装で、室内用運動靴を持参してください。
- ・ 道具はご持参ください。(一部、貸し出し用の物品を用意している学校もあります)
- ・ 開放中は安全指導員を配置し、安全の確保や利用の調整などを行っています。利用の際は安全指導員の指示に従ってください。

3. 学校ひろば(校庭の個人開放)開放日・開放時間

○ 小学校は全校、中学校は目黒西中学校のみ実施しています。

※ 現在、向原小学校、目黒西中学校は学校更新工事により中止

○ 利用できるのは、小学校は原則として小学6年生以下の区民(未就学児は保護者の付き添いが必要)、中学校は原則として区内在住の方です。

| | | 学校名 | 開放時間 | | 開放日 |
|-----|----|------------|-----------------------------|-------------|--|
| | | | 午前 | 午後 | |
| 小学校 | 北部 | 菅刈小 | 9:00~11:00 | 13:00~15:00 | 月ごとに設定されます。区公式ウェブサイトで当月と翌月の日時を公開しています。 |
| | | 烏森小 | — | 13:00~15:00 | |
| | | 駒場小 | — | 13:00~15:00 | |
| | | 東山小 | — | 15:00~17:00 | |
| | 東部 | 下目黒小 | — | 13:00~15:00 | |
| | | 中目黒小 | — | 13:00~15:00 | |
| | | 田道小 | 9:00~11:00 | — | |
| | | 不動小 | — | 13:00~15:00 | |
| | 中央 | 油面小 | 11:00~13:00 | 13:00~15:00 | |
| | | 五本木小 | — | 13:00~15:00 | |
| | | 鷹番小 | 9:00~11:00 | 13:00~15:00 | |
| | | 上目黒小 | — | 15:00~17:00 | |
| | 南部 | 碑小 | 9:00~11:00 | — | |
| | | 向原小 | 学校更新工事により中止 | | |
| | | 月光原小 | 9:00~11:00 | — | |
| | | 原町小 | — | 13:00~15:00 | |
| | 西部 | 八雲小 | 9:00~11:00 | 13:00~15:00 | |
| | | 大岡山小 | — | 13:00~15:00 | |
| | | 緑ヶ丘小 | — | 13:00~15:00 | |
| | | 東根小 | — | 15:00~17:00 | |
| | | 中根小 | — | 13:00~15:00 | |
| 宮前小 | | 9:00~11:00 | 13:00~15:00 | | |
| 中学校 | 西部 | 目黒西中 | 旧・第十一中で実施していたため、学校更新工事により中止 | | |

※ 校庭の状態や天候、学校行事、施設工事等により中止になる場合があります。

最新の開放日情報

区公式ウェブサイトからご確認ください。アクセスはこちらのコードから▶



4. 体育館個人開放の利用種目・開放日・開放時間

○ 下表の学校で実施しています。中学校は目黒西中学校(旧・第八中学校)のみ実施しています。

○ 開放日を変更することがありますので、区公式ウェブサイトを確認してください。

○ 利用できるのは原則として16歳以上の区民の方です。

※ 条件付きで16歳未満の方も利用できる学校があります

| | 学校名 | 種目 | 開放日 | 開放時間 |
|--------------|-----------------|------------|-------------|-------------|
| 北部 | 菅刈小 | 卓球 | 第1、第3(土) | 18:30~21:00 |
| | | ミニバレー | 第2、第4(土) | 18:00~21:00 |
| | 烏森小 | ソフトバレー | 第2、第4(水) | 19:00~21:00 |
| | 駒場小 | 体育館の個人開放なし | | |
| | 東山小 | 卓球 | 第2、第4(水) | 18:30~21:00 |
| バドミントン | | 第1、第3(木) | 18:30~21:00 | |
| 東部 | 下目黒小 | 卓球 | 第3(金) | 18:30~21:00 |
| | | バドミントン | 第2(火) | 18:30~21:00 |
| | 中目黒小 | 体育館の個人開放なし | | |
| | 田道小 | バドミントン | 第2(金) | 18:30~21:00 |
| 不動小 | 体育館の個人開放なし | | | |
| 中央 | 油面小 | 卓球 | 第1、第3(木) | 18:30~21:00 |
| | | バドミントン | 第2、第4(木) | 18:30~21:00 |
| | 五本木小 | 卓球 | 第1、第3(火) | 18:30~21:00 |
| | | バドミントン | 第2、第4(火) | 18:30~21:00 |
| | 鷹番小 | バドミントン | 第1、第3(火) | 18:30~21:00 |
| 上目黒小 | バドミントン | 第2、第4(月) | 18:30~21:00 | |
| 南部 | 碑小 | 卓球 | 第2(土) | 15:00~18:00 |
| | | バドミントン | 第2(土) | 18:00~21:00 |
| | 向原小 | 体育館の個人開放なし | | |
| | 月光原小 | 体育館の個人開放なし | | |
| | 原町小 | 体育館の個人開放なし | | |
| | 目黒西中 (旧・第八中) | 卓球 | 第1、第3(月) | 19:00~21:00 |
| ミニバレー・バドミントン | | 第2、第4(水) | 19:00~21:00 | |
| 西部 | 八雲小 | 体育館の個人開放なし | | |
| | 大岡山小 | バドミントン | 第1、第3(土) | 18:00~21:00 |
| | 緑ヶ丘小 | 卓球 | 第2、第4(水) | 18:30~20:00 |
| | 東根小 | 卓球 | 第1、第3(月) | 18:30~21:00 |
| | | バドミントン | 第2、第4(月) | 18:30~21:00 |
| | 中根小 | 体育館の個人開放なし | | |
| | 宮前小 | 卓球 | 第2、第4(土) | 9:00~12:00 |
| バドミントン | | 第1、第3(月) | 18:30~21:00 | |

※ 校庭の状態や天候、学校行事、施設工事等により中止になる場合があります。

最新の開放日情報

区公式ウェブサイトからご確認ください。アクセスはこちらのコードから▶



V. 学校開放 利用のきまり(全校共通)

- ・ 利用のきまりは、利用者全員(見学者含む)が厳守してください。
- ・ 利用のきまりを守らない場合は、今後の利用をお断りすることがあります。

！ 学校施設利用における禁止事項

■ 団体開放・個人開放共通

1. 自動車・バイク・自転車等での来校、乗り入れはできません。
2. 近隣への配慮として、学校周辺で群れ集まって騒ぐなどの迷惑行為や危険行為は禁止です。
3. 飲食・喫煙は禁止です。(お茶・水等の水分補給は可)
4. ごみやペットボトル等は必ず持ち帰ってください。
5. 学校施設での携帯電話・スマートフォン等の充電は禁止です。
6. 利用時間は厳守してください。利用時間には「入退場」及び「準備・片付け」を含みます。
7. 学校は教育現場です。児童・生徒が使用するの、丁寧に利用するとともに、利用後は必ず原状回復をしてください。
8. 営利目的の利用はできません。
9. 決められた施設以外は立ち入り禁止です。
10. 使用を許可された備品のみを使用してください。
11. 校庭で金属製のスパイクは使えません。
12. 体育館、武道場、格技室に外履きのままでは入れません。(体育館は室内用運動靴を使用)
13. 学校内には犬等の動物を入れないでください。(介助犬を除く)
14. 天候、学校行事、施設工事により、開放が中止になることがあります。
15. 気温が高い場合は、体調に十分気をつけて利用してください。
16. 小・中学校は児童・生徒のための施設のため、体育施設としての機能が十分でない場合があります。
17. 事故やケガがあった場合は、学校警備員に連絡してください。

■ 団体開放

1. 団体登録時の構成員以外は利用できません。
2. SNS等で不特定多数のメンバーを募って利用することは厳禁です。
3. 利用時には18歳以上の責任者を配置してください。
4. 利用を中止する場合は、必ず事前にキャンセルの手続きをしてください。▶P7参照
5. 練習試合の対戦相手は1チームに限ります。
6. 許可されていない道具類を校内に保管することや、利用時間外に校内に立ち入り道具類を持ち出す行為は禁止です。

■ 個人開放

1. 利用の際は安全指導員の指示に従ってください。
2. 事故やケガがあった場合は、安全指導員に連絡してください。

■ 道具類について

団体開放・体育館個人開放 | 持ち込んだ道具類は、必ず持ち帰ってください。

学校ひろば | 道具類の貸出をしています。持込はできません。

※ このほか、学校ごとに設備等に伴う個別のルールを設定している場合もあります。

※ 初めて利用する学校の場合は、必ず利用前に学校や安全指導員に確認してください。

| | |
|-----|-----------------------|
| 名称 | 令和7年度 学校開放利用案内 |
| 発行 | 目黒区文化・スポーツ部スポーツ振興課管理係 |
| 電話 | 03-5722-9690 |
| 発行日 | 令和7年8月20日 |